

～令和2年度の保険証について～

現在使用中の保険証（および認定証）の有効期限が令和2年7月31日をもって満了となるため、8月以降に使用する新しい保険証（および認定証）を7月中に郵送します。

○新しい保険証および認定証の有効期限は、令和3年7月31日までです。

○紛失したときや、汚れたときは再交付しますので申し出てください。

◆ **保険証が新しくなります。** ※新しい証の色は水色です。

◆ **減額認定証も新しくなります。** ※新しい証の色は黄色です。

※減額認定証は、引き続き交付対象に該当する方（区分Ⅰまたは、区分Ⅱ）に送付します。

区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方。 ○世帯全員の所得が0円の方（公的年金のみの場合、受給額が80万円以下の方） ○老齢福祉年金を受給されている方。
区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方。

◆ **限度証も新しくなります。** ※新しい証の色は黄色です。

※限度証は、引き続き交付対象に該当する方（現役並みⅠまたは、現役並みⅡ）に送付します。

現役Ⅲの方は、保険証を医療機関に提示するだけ自己負担限度額が適用されます。

現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と、同一世帯にいる被保険者の方。
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者とその方と、同一世帯にいる被保険者の方。
現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方。

※保険証や保険料のお知らせを一つの封筒でまとめて送付しますので、7月中旬に届く封筒を必ず開封し、中に入っている書類を全て取り出して確認してください。

問い合わせ先：町民課 後期高齢・医療給付グループ ☎82-2325

国民年金 保険料納付の免除（納付猶予）申請を

【免除（納付猶予）制度 7月から申請を受け付けます】

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、将来の年金受給権や障害基礎年金の受給資格を確保するため、未納のままにせず保険料の免除（納付猶予）の申請をしてください。

◆**対象** 所得要件などがありますので、問い合わせてください。

◆**免除（納付猶予）承認期間** 7月から翌年6月まで（年度ごとに申請が必要となります）

◆**申請に必要なもの** ○年金手帳または個人番号の分かる書類 ○印鑑

○離職票、雇用保険受給資格者証など（失業などを理由とするとき）

☆免除（納付猶予）承認期間は、保険料を納めた場合に比べ老齢基礎年金の受給額が少なくなります。生活にゆとりができたなら、10年前までさかのぼって保険料を納める「追納」をお勧めします。

【保険料の産前産後期間 免除制度】

◆**対象** 国民年金第1号被保険者

◆**免除期間** 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間

※多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間

◆**届け出時期** 出産予定日の6カ月前から届け出が可能です。出産後でも届け出ることができます。

◆**届け出に必要なもの** ○年金手帳または個人番号の分かる書類 ○母子健康手帳（出産前届け出時）

問い合わせ先：町民課 国保・年金グループ ☎82-2325

日本年金機構 苫小牧年金事務所 ☎56-9002